

長野県景観審議会の委員を公募します

県民の皆様の幅広い御意見を景観行政に反映させるため、県の景観施策に関する重要事項について調査・審議を行う「長野県景観審議会」の委員を公募します。

1 募集人数 3名以内

2 応募期間 令和8年1月23日(金)から令和8年2月24日(火)まで【必着】 (郵送の場合は当日消印有効)

3 応募資格

次のすべての条件を満たす方とします。

(1)	県内に居住する満20歳以上の方（令和8年4月1日現在の満年齢）
(2)	年に数回（通常1～2回）程度開催される審議会に出席できる方 ※会議は原則として、平日・昼間に開催します（1回あたり2時間程度）
(3)	長野県の景観やまちづくりの分野について、日ごろから関心をお持ちで、今後の景観政策の方向性や取り組むべき施策などについて、意見を述べていただける方

4 任期 委嘱の日（令和8年4月1日予定）から2年間（令和10年3月31日予定）

5 応募方法

(1) 所定の申込書に必要事項を記入し、次のテーマに関する小論文（900字程度）を添えて応募してください。

テーマ「美しく豊かな信州の景観を未来へつなぐために必要なこと」

(2) 応募は、電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参のいずれかの方法とします。

(3) 提出いただいた書類は返却しません。

(4) 詳しくは別紙「長野県景観審議会公募委員募集要項」をご覧ください。

6 選考方法

(1) 書類選考及び面接により選考します。

(2) 面接は書類選考で選ばれた方を対象に行います。

(3) 書類選考の結果は、令和8年3月中旬までに応募者に通知します。

7 応募先・問合せ先

〒380-8570（住所記入不要） 長野県 建設部 都市・まちづくり課 景観係

電話:026-235-7348（直通） FAX:026-252-7315 電子メール:keikan@pref.nagano.lg.jp

8 その他

(1) 申込書は以下のHP又は右の二次元コードからアクセスし、ダウンロードできます。

https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/happyou/20260123press_kaisen.html



(2) 応募書類の個人情報は、選考の目的のみに使用します。

(3) 審議会に出席いただいた場合は、長野県の規定に基づき報酬及び旅費をお支払いします。

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

（問い合わせ先）

担当 建設部 都市・まちづくり課 景観係
小林、花岡
電話 026-235-7348（直通）
026-232-0111（代表）内線3364
ファクシミリ 026-252-7315
電子メール keikan@pref.nagano.lg.jp